

はしがき

本書は、読者が様々な憲法問題について考えることを「楽しむ」ことができるような材料を提供することを目的としている。本書でとりあげる問題は、現在訴訟が進行中である、あるいはまだ訴訟が提起されていないような問題が中心である。そのような問題について、「できごと」と「考えてみよう憲法問題」の二段構成で検討している。「できごと」では、何が問題となっているかを会話形式などでできるだけわかりやすく伝えて、「考えてみよう憲法問題」では、学説・判例の簡単な説明をふまえた上で、どのような考え方があるのかを示している。本書は、これらをもとに読者に考えてもらうことを目的としているため、あえて著者の考え方は強く示していない。また初学者向けという性格を考慮して、注釈を一切省略した。諸先生方にはお許しをいただきたい。

本書は、憲法26条にいう「普通教育」を修了して社会に出て人生を送っている人を読者として念頭に置いている。本書でとり上げる事件が示しているように、憲法とは決して我々と縁遠いところにある他人事ではなく、身近にある様々な問題と関係している。また、法科大学院生は、将来の法曹実務家（「国民のための司法」を実現する任務を憲法上課されている者）を目指すものとして、「すべての国民を念頭において学修すること」が大事であることから、法科大学院の学生にも本書でとりあげる問題を考えてみてほしい。本書が、読者の皆様が「憲法を楽しむ」きっかけとなることができれば幸いである。

第1部「日常生活と自由」は、精神的自由、経済的自由を中心とした古典的な自由権に関するテーマを扱う。ここで問題となっている自由権は、古くから議論されてきたものであり、現在でも憲法が保障する人権の中でも中心的なものであるといつてよい。しかしながら、これらの人権は、現在でも様々な形で侵害されている。また、社会の変化に伴う新しい問題も起きている。これらの問題は、我々が取り組むべき古くて新しい問題である。

第2部「自己の人生をつくりあげようとする営みと権利」は、人権の主体に着目した問題をとり上げる。もとよりこれらの人々が人権の享有主体であることを否定するものではない（過去においてもそうでなかったと主張するつもりもな

い)。しかしながら、ここで扱う問題は、多くの者の関心を集めてこなかったことなどから、権利を主張する人々の主張はこれまで広く受け入れられることがなかった。これらの問題がどのように可視化されてきたのか、あるいはどのようにするべきなのか、を考える必要がある。

第3部「参政権と統治の基本的枠組み」は参政権、統治に関するテーマを扱う。憲法が人権をいかに手厚く保障しても、それが侵害されないような、あるいは侵害されたときに適切な救済を受けられるような制度がなければ、絵に描いた餅となってしまう。つまり、憲法が保障した人権を、どのように制度的に裏付けていくかが重要となる。その意味で、統治機構は、人権保障と共に、憲法を支える両輪であるといわれることがある。

本書のタイトルである『憲法を楽しむ』は、竹中勲先生（元同志社大学法科大学院教授）が、論語の「子曰、知之者不如好之者、好之者不如樂之者（子曰く、これを知る者はこれを好む者に如かず。これを好む者はこれを楽しむ者に如かず）」（雍也第六の二十）を参照してつけられた。竹中先生は、その趣旨について、以下のように語っておられた。

あることを知っているだけの人よりも、それを好きになった人の方がすぐれている。それを好きになった人よりは、そのことを楽しんでいる人の方がもっとすぐれている（安岡定子『楽しい論語塾』〔致知出版、2014年〕104頁）。「憲法を学ぶ」ことにあてはめると、＜憲法を知識として知っている（だけの）者は、憲法学修を愛好する者におよばない。さらに、憲法学修を楽しんでいる者にはおよばない＞。

「憲法を楽しむ」には、能動的積極的に次第に理解を深めていくという学修方法（アクティヴ・アンド・ディープ・ラーニング〔Active and Deep Learning〕）が不可欠である。出発点は、「既知（きち）より始めよ」ということになる。たとえば、小学校高学年、中学生にとっても、本・新聞・テレビなどを通して理解できたことは「既知」（既）に知っていることである。こうした「既知」（自分で理解し確認した知識）を前提・出発点として、分からないところや関心をもったことについて、さらに積極的能動的に調べていくことを繰り返していく。このことにより、「憲法学修を楽しむ」方向に向かう。

そしてまた、「憲法を楽しむ」ことは、自分の人生を創り上げる営みと関連付けつ

つ行うことが必要である。中学校までの普通教育・義務教育を修了して、社会に出る人、高校生になる人、大学生、大学院生になる人、さらに高齢者、後期高齢者となった人も、その人なりの人生を終えるまで「憲法を楽しむ」作業を継続していくことになる。このように「憲法を楽しむ」作業は、一人一人の自分なりの人生と連動して次第に味わいの深いものとなっていく作業であり、容易に達成できるものとはいえないが、一生の作業であるともいえよう。

日本国憲法が念頭に置いているのは、「普通教育」（憲法26条）を修了して社会に出た人である（むろん、中学校を修了し、高校・大学・大学院に進学した人、高齢者なども含まれる）。本書『憲法を楽しむ』は、こうした国民に、最初の知識を提供し（「知る」）、そして「好きになる」・「楽しむ」段階に進むための手がかり・きっかけを提供しようとするものである。

また、竹中先生は、本書の基本的な視点について、以下のように語っておられた。

本企画では年齢、性別、性的指向、性自認、国籍、障害、判断能力の有無、肩書きなどにとらわれない、個人を基点とする適正な処遇が確保されるような日本社会の実現をめざすことを基本的な視点とし、これに即した事案をピックアップしてとり上げる。

たとえば本企画で複数扱い、また編者・執筆者の多くが実践的にも関わっている障害のある人の事案は、社会の側が障害のある人に対して壁を設け、排除することによって生じている。国際標準の認識として広がりつつある障害者権利条約の第2条でも「『障害にもとづく差別』とは、……他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害にもとづく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む」とあり、社会の側が障壁を設けて障害者を排除することで、障害のない者と平等の基本的自由の享有や行使が妨げられることが「差別」とされていることがわかる。すなわち、障害のない者が当たり前のように享受し行使している自由が平等には享受し行使可能ではない、という点に障害者に対する差別が存在する。「優しさ」の内実とは善意の施しや感情的同調ではなく、他者も当然にもつ権利（基本的人権）の尊重である。

憲法それ自体は豊かさがあり、個人に優しいものである。憲法訴訟には最終的に勝ち負けが生じるが、それに至るまでのプロセスにおいて論点が整理され、冷静な主張

がなされ、価値観がぶつかりあったり事実関係が世に知られたりすることは判決以上に重要である。本企画の〈できごと〉と〈考えてみよう〉を通して上記のプロセスを学び、「憲法の優しさ」が理解できるようになることをめざす。

本書は、このような考え方のもと、竹中先生の呼びかけで、憲法研究者と弁護士が執筆者として参加した。

また、竹中先生は、佐藤幸治教授の学説を意識しながら本書を執筆するようにと仰っていた。そこで、執筆者らは、このような竹中先生の意思を尊重しながら本書の執筆を行なった。

大変残念なことに、竹中先生は執筆半ばの平成31年3月に急逝された。本書の理念に共鳴していた執筆者は、本書の企画を引き継ぎ、共同で研究会を開催し、検討を重ねてようやく刊行に漕ぎつけることができた。本書を謹んで竹中先生に捧げることをお許しいただきたい。

本書を執筆するにあたり、法律文化社の梶原有美子さんは編集会議や研究会にも参加していただき、細やかなサポートをしてくださった。ここに記して感謝申し上げます。

令和2年3月20日

執筆者一同